ハラスメントを受けたことがありますか？

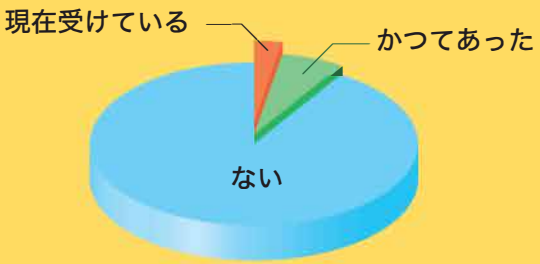

学勢調査2010より

Web上の無記名アンケート「学勢調査2010」の結果、アカデミックハラスメントを現在もしくは過去に受けたとした回答者は2343名のうち178名で7.6%、うちわけは学部2.7%　修士12.5%　博士15.8%でした。ほかにセクシュアル・ハラスメントは37名1.6%、アルコール・ハラスメント（飲酒の強要）は110名4.7%が、被害経験ありと回答しています。

ハラスメントを受けたことにどう対応したでしょうか？

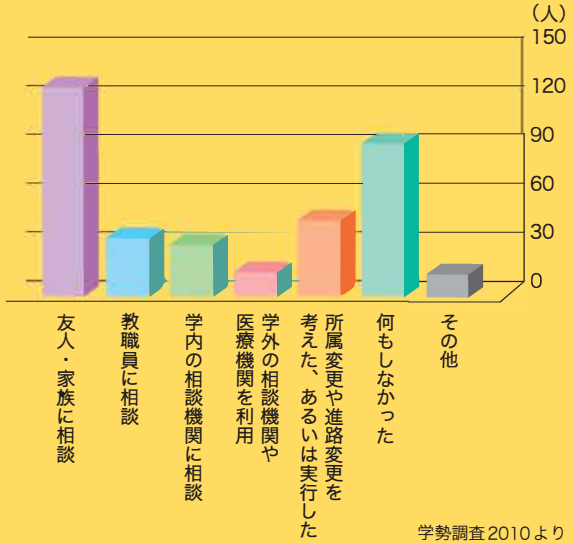

学勢調査2010より

学内相談窓口のご案内

保健管理センター

STAFF ： カウンセラー 約９名、医師 約５名

ＴＥＬ ： 03-5734-2057 ／大岡山
045-924-5107 ／すずかけ台

Ｍａｉｌ ： 受け付けておりません

①大岡山学生相談室
②すずかけ台学生相談室
③学生相談窓口（英語対応）

STAFF ： 学内の教員 約26名

ＴＥＬ ： ①03-5734-2060
②045-924-5888
③03-5734-3374

Office hours ： ①10:00～12:00、13:00～17:00
②9:00～17:00
③10:00～13:00、14:00～16:30

Ｍａｉｌ ： ①gakusei.soudan1@jim.titech.ac.jp
②gakusei.soudan2@jim.titech.ac.jp
③counsultation.gak@jim.titech.ac.jp

ハラスメント相談窓口

STAFF ： 学内の教職員 約20名

ＴＥＬ ： 03-5734-2288 ／大岡山（総務部人事課長）
045-924-5901 ／すずかけ台（すずかけ台地区事務部総務課長）

Ｍａｉｌ ： soudan@jim.titech.ac.jp

電話相談デスク

STAFF ： 学内の退職教員 ２名

ＴＥＬ ： 03-5734-2134

Office hours ： 10:00～17:00（月・水・木・金）

Ｍａｉｌ ： denwa.soudan@jim.titech.ac.jp

copyright 2019 Tokyo Institute of Technology. All rights reserved
2019.6

学生用

それってもしかして…

ハラスメントかも!?

NO! NO! HARASSMENT

東京工業大学
Tokyo Institute of Technology

ハラスメントとは？

本学におけるハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、又は妊娠・出産、育児及び介護を理由とする不適切な言動その他不適切な言動により、大学の内外を問わず精神的な面を含め就労、研究、教育又は修学に関連して一定の不利益を生じさせる行為です。

セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動

アカデミック・ハラスメント

教育研究上の優位性を背景にした不適切な言動

パワー・ハラスメント

職務上の優位性を背景にした不適切な言動

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産、育児及び介護等を理由とする不適切な言動

アルコール・ハラスメント

飲酒の強要等、飲酒の場での不適切な言動

これってハラスメント？

❶ 修学や進路の妨害

- ▶授業で教員の説明の矛盾を指摘したら激怒され、以後は質問に応えてもらえなくなった。
- ▶うまの合う学生ばかりかわいがり、自分はまったく指導をしてもらえなかった。
- ▶他大学への受験を制限もしくは拒否された。

❷ 研究の妨害

- ▶とても達成不可能なテーマやノルマを与えられ、何ヶ月あるいは何年も時間を浪費した。
- ▶実験に必要な機器や設備を使わせてもらえなかった。
- ▶指導教員／研究室変更が可能な制度･状況にもかかわらず、これを認めず不適応状態のまま放置された。
- ▶自分の思いついたアイデアがいつの間にか上位の教員の研究として発表されてしまった。

❸ 研究室生活における強制

- ▶「日曜も出て来い」「夜は俺より先に帰るな」と時間外の実験･研究を強要され、長時間にわたって拘束を受けた。
- ▶自分の研究とは関係のない学外事業の手伝いを無給（または法外に安価）でさせられた。
- ▶夜の会合（飲み会）にしばしば付き合わされ、断ると翌日に嫌がらせをされた。

❹ 立場を利用した性的嫌がらせ

- ▶宿泊を伴う出張の際に、個別的な付き合いに持ち込まれそうになった（２名で外出、個室入室、身体接触等）。

❺ 身体・精神的暴力

- ▶長時間にわたって罵詈雑言を浴びせられ、心療内科に通院せざるをえなくなった。
- ▶心身のコンディションが優れないにも関わらず、「甘えるな」とムリに研究や業務を継続させられた。

＊上記の事例にあてはまるからといってすぐにハラスメントとなるわけではありません。どのような意図での言動なのか等を踏まえて判断する必要があります。

相談から解決への流れ

相談者

↓

相談窓口
（ハラスメント相談窓口、保健管理センター、学生相談室）

申立

↓

ハラスメント相談窓口へ申立書を提出

申立者、関係学生等に不利益が発生しないよう、十分な配慮をします。

↓

ハラスメント対策委員会
ハラスメント調査委員会
＊申立者、相手方、関係者へ別々に事情聴取を行い、事実関係を確認します。
秘密は厳守されます。

↓

問題の改善、解決へ
※必要に応じて、相談者へのフォロー及び大学全体としての再発防止への取組を行います。

申立によらない解決
それぞれの事情に即して、相談窓口教員や学院長など管理的立場にある教員が解決策を探ります。

＊より詳細なフローは本学サイトに記載しています。